委　託　契　約　書（案）

１　委託業務の名称
　令和５年度（2023年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務

２　委託業務の内容
　令和５年度（2023年度）広報紙「ほっかいどう」（以下「広報紙」という。）の制作及び配布に関する次に掲げる業務
（1）広報紙の企画立案
（2）掲載する記事のための取材
（3）掲載原稿の作成
（4）掲載記事のための写真撮影及びイラストレーションの作成
（5）編集レイアウト
（6）印刷及び製本
（7）広報紙の配布
（8）電子データの作成
（9）読者プレゼントの実施及びアンケートの集計・分析
（10）広報紙ウェブサイトの作成・運用管理

３　契約期間
　契約締結日から令和６年（2024年）３月31日までとする。

４　発行時期
　令和５年６月下旬（通巻250号）、８月（通巻251号）、10月（通巻252号）、12月（通巻253号）、令和６年２月（通巻254号）とする。

５　配布方法等
　別紙の広報紙「ほっかいどう」委託業務処理要領（以下「要領」という。）に基づくものとする。

６　業務委託料
　金　　円（各号当たりの委託料については別表のとおり）
　うち消費税及び地方消費税の額　金　　円

７　契約保証金
　免除する。

　上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
　この契約を証するため、本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　令和５年（2023年）　　月　　日

委託者　北海道
　　北海道知事

　　住　所
受託者　氏　名

（総則）
第１条　委託者及び受託者は、この契約書に基づき、また別紙要領に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。
２　前項の要領に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して処理するものとする。
３　受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
４　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
５　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
７　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。
８　この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
10　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。
（権利義務の譲渡等）
第２条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（再委託の禁止）
第３条　受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（業務担当員）
第４条　委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。
（業務処理責任者）
第５条　受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。
（業務処理責任者の変更請求等）
第６条　委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。
２　受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。
（業務内容の変更等）
第７条　委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
２　前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
（著作権等の取扱い）
第８条　受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。
（調査等）
第９条　委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（完了検査等）
第10条　受託者は、頭書の２の(1)から(6)、(8)及び(10)に掲げる各発行号の業務を完了したときは、速やかに制作業務完了報告書（別紙１）及び成果品を委託者に提出し、当該業務の処理成果について委託者の検査を受けなければならない。
２　委託者は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
３　受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前２項の規定を適用する。
４　成果品の引渡しは、第２項による委託者の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。
５　受託者は、頭書の２の(7)に掲げる各発行号の業務を完了したときは、直ちに配布業務完了報告書（別紙２）に確認書類を添えて委託者に提出し、委託者の確認を受けなければならない。
６　受託者は、頭書の２の(9)に掲げる各発行号の業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書（別紙３）に成果品を添えて委託者に提出し、当該業務の処理成果について委託者の検査を受けなければならない。
７　委託者は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
８　受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前２項の規定を適用する。
９　成果品の引渡しは、第７項による委託者の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。
（業務委託料の請求及び支払）
第11条　受託者は、前条第７項に掲げる成果品の引渡しが完了したときは、委託者に対して当該業務委託料の支払の請求をするものとする。
２　委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとする。
３　業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。
（契約不適合責任）
第12条　委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの　（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
２　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
(1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前３号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
（履行遅滞）
第13条　受託者は、各発行号の業務を要領で指定する期限までに完了することができない場合において、期限後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者に対し、その理由を付した書面により、委託期間の延期を請求することができる。この場合において、その延期期限は、委託者と受託者とが協議の上書面をもって定めるものとする。
２　前項の場合において、その理由が受託者の責めに帰すべきものであるときは、受託者は、当該指定する期限の翌日から当該発行号業務の完了の日までの日数に応じ、当該発行号の委託料の額につき年2.5パ

ーセントの割合で計算して得た額の違約金を委託者に支払わなければならない。

３　委託者は、その責めに帰すべき理由により第11条第２項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

４　委託者が、その責めに帰すべき理由により第10条第２項及び同条第７項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第11条第２項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超える場合、支払期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

（秘密の保持）

第14条　受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

２　受託者は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（個人情報の保護）

第15条　受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託者の任意解除権）

第16条　委託者は、委託業務が完了するまでの間は、次条から第19条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

第17条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) 委託期間内に委託業務の処理が完了しないとき又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第18条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者をその他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第19条　委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第26条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第26条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第２項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第１項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第26条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取

消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第２条の２第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第１項若しくは第165条の２の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第１項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第20条　第17条各号又は第18条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第17条又は第18条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第21条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第22条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第７条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため、業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 第７条第１項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の２分の１に相当する日数（委託期間の２分の１に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第23条　第21条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24条　委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第25条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の１に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

４　第１項の場合（第18条第６号又は第８号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担

保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の１に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の１に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第26条　受託者は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の２に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第５号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の２に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

３　前２項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第27条　受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

３　受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第28条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第29条　委託者は、引き渡された成果品に関し、第10条第４項及び同条第９項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　委託者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　委託者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果品の契約不適合が要領の記載内容又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（相殺）

第30条　委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約の特則）

第31条　受託者は、委託者の監督又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、委託者の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

２　委託者は、提案内容のとおりの修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、前項に規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することができる。

（契約に定めのない事項）

第32条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別記

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

（基本的事項）

第１　受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第３　受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供制限）

第４　受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託等の禁止）

第５　受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

（複写、複製の禁止）

第６　受託者は、この契約による業務の処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

（提供資料等の返還等）

第７　受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第８　委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

広報紙「ほっかいどう」委託業務処理要領

1　発行の目的

道内全世帯を対象とする広報媒体として、道民に広く道政情報を提供することで、情報の共有と道民の道政参加の促進を図る。

2　編集の方針

(1) 表現は可能な限り平易にし、やむを得ず使用する専門用語等には、脚注をつける。

(2) イラストや写真を使用し、またレイアウトを工夫し、視覚的にも理解しやすい紙面となるよう配慮する。

なお、色づかいについては色弱者に配慮し、カラーユニバーサルデザインを採用する。

(3) 記事作成のための取材は、企画段階で委託者に取材先及び内容を協議した上で行うこと。

(4) 掲載記事の原稿については、委託者の確認を得ること。

3　紙面構成

紙面構成は、次のとおりとし、委託者が示す広報事項に基づき記事を作成する。

また、特定スペース（以下「引渡スペース」という。）を受託者に引き渡すこととし、委託者の承認を得た記事等を掲載する。

なお、紙面構成を変更する必要が生じた場合は、別途委託者から指示する。

(1) タイトル

「広報紙ほっかいどう」とする。

(2) 表紙写真等

新聞折込やポスティングされるチラシ等の配布媒体と比較して、目にとまり、これまで広報紙を読んだことがない人も、思わず手に取って読んでみたくなるような斬新な紙面デザインとし、特集記事と連動したメッセージ性のあるものとする。

(3) 特集

主要な道政課題や政策、道政の新しい動きなどを特集する。

(4) 道からのお知らせ

道が実施する施策や新たに制定された条例などを紹介する。

(5) 地域情報

市町村及び総合振興局・振興局から発信する道内各地の情報を紹介する。

(6) 議会情報

定例議会情報を年４回掲載する。

(7) その他の情報

幅広い年齢層の読者の興味を引きつける情報を紹介する。

(8) その他

北海道庁基本デザインを表示する。

4　体裁

(1) 規格　タブロイド判、８ページまたは４ページ

(2) 用紙　８ページ　米坪換算48ｇ／㎡以上
　　４ページ　米坪換算64ｇ／㎡以上

(3) 印刷　オフセット　４色を総ページ数の半分以上
　　（４色以外のページは２色とする。）

(4) 引渡スペース　８ページ　表紙以外全体の25％未満
　　４ページ　１枠

(5) 引渡スペース位置　８ページ　表紙以外全体の25％未満
　　４ページ　裏表紙の記事下１ヶ所

(6) 引渡スペース枠　８ページ　表紙以外全体の25％未満
　　４ページ　縦106㎜×横248㎜

5　配布方法等

契約書４の(2)に係る配布方法等については、次のとおりとする。

(1) 戸別配布について

ア　配布部数　１回当たり227万部以上

イ　配布方法

(ｱ) 新聞折込、ポスティング、新聞折込とポスティングの併用など、より多くの道民に確実に届けるために、効果的かつ効率的な配布方法とすること。また、配布方法及び配布業者は毎号同一とすること。

(ｲ) 配布協力市町村に対し、市町村が指示する梱包により各市区役所・町村役場に送付すること。

※　配布協力市町村リスト及び配布部数については、北海道総合政策部知事室広報広聴課と別途協議する。

(ｳ) 次については、配達地域指定郵便物を活用するなどして全戸配布すること。

羽幌町天売島及び焼尻島

(2) 個別郵送申出世帯について

委託者が毎号別途指示する個別申出世帯等に対し、受託者は、直接送付する。

(3) 施設等への設置について

多くの道民が広報紙に触れる機会を設けるため、企画提案書に記載されたコンビニエンスストア、金融機関、郵便局及び社会福祉施設等に送付する。

なお、各施設別の具体的な設置箇所及び設置部数は、受託者からの提案を委託者が承認した上で、毎号実施する。

(4) 残部について

(1)、(2)及び(3)の配布方法による残部は、委託者の指定する場所へ納入する。

なお、委託者は、残部について、毎号適正な部数であるか確認する。

(5) 発行部数及び配布開始日及び配布終了日

ア　発行部数　発行部数　１回当たり248万１千部以上。千部単位とすること。

イ　配布開始日及び配布終了日　別途協議する。

6　引渡スペースについて

(1) 業務基準

契約書及び広報紙「ほっかいどう」委託業務処理要領に基づいて行うこと。これらに定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、委託者の指示によりこれを行うこと。

(2) 掲載記事等

掲載内容については、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

掲載しようとする内容案については、その掲載号の配布開始日の30日前までに委託者に提出することとし、民間企業等の広告を掲載しようとする場合は、広告承認申請書（別記様式）を提出すること。

なお、原稿を修正する必要が生じた場合は、道と協議の上、速やかにその作業を行うこと。

掲載記事は４色カラーとすること。

(3) 掲載記事等の承認

受託者から提出があった掲載内容案の承認に当たっては、次のものを優先する。

ア　民間企業等の広告。

イ　公共性が高いもの。

ウ　道産品の消費拡大、道内観光の振興、産消協働の推進など地域経済の活性化に資すると認められるもの。

(4) 広告を掲載しようとする場合

ア　北海道広告取扱要綱及び北海道広告取扱基準を参考にすること。
イ　広告主の選定に当たっては、道が発行する広報紙であることをふまえ、できるだけ次の点に配慮すること。
(ｱ) 公共性が高いもの。
(ｲ) 道産品の消費拡大、道内観光の振興、産消協働の推進など地域経済の活性化に資すると認められるもの。
(ｳ) 道内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの。
ウ　広告内に視認性を確保した大きさで 広　告 と表示(縦書きでも可)すること。
エ　広告主及び広告主への連絡先を明確に記載すること。
オ　最小枠サイズは縦53㎜×横82㎜とする。

7　電子データの納品
契約書２の(8)に定める電子データは、次により納品することとする。
(1) 納品する電子データ
ア　発行した広報紙「ほっかいどう」の紙面（広告入り、抜き両方）のＰＤＦデータ
イ　発行した広報紙「ほっかいどう」の本文のテキストデータ
ウ　発行した広報紙「ほっかいどう」の紙面の写真及びイラストなどの画像データ
（ＪＰＧまたはＰＮＧで作成、データサイズは１ファイル当たり３MB以下とする。）
エ　ウェブサイト用バナー（規格：810×330ピクセル、ＪＰＧまたはＰＮＧで作成）
オ　電子書籍ポータルサイト「Hokkaido ebooks」等掲載用のＰＤＦデータ（広告抜き）
カ　広報紙ＰＲポスター（Ａ１版）ＰＤＦデータ
キ　ウェブサイトのコンテンツデータ
※　ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 のレベルＡＡの規格の要件を達成していること。
(2) 納品の方法
各号の配布開始日の前日から起算して、７日前（当該期日が北海道庁の閉庁日であるときは、次の開庁日）までにＣＤ-RまたはDVD-Rにより納品することとする。

8　読者プレゼントの実施及びアンケートの集計・分析
契約書２の(9)に定める読者プレゼント及びアンケートの集計・分析は次のとおりとする。
(1) 読者プレゼント
ア　プレゼントの内容は道と協議の上、決定すること。
イ　道が抽選を行い、指示した当選者リストに基づき、プレゼントを発送すること。
(2) アンケートの集計・分析
読者プレゼントの応募締切後、速やかに集計を行うとともに、意見の分析を行うこと。

9　広報紙ウェブサイトの作成・運用管理
契約書２の(10)に定める広報紙ウェブサイトの作成・運用管理は次のとおりとする。
(1) 作成
ア　紙面版に掲載される全ての記事（広告を除く）を広報紙ウェブサイト（https://www.kohoshi-hokkaido.com）掲載し、各号発行日に公開すること。
イ　紙面版に掲載されていない記事や動画等の情報を付加すること
(2) 運用管理
ア　ウェブサイトの保守管理に関する業務を行うこと。
イ　効果的なSEO対策、アクセス解析を実施すること。
ウ　業務履行期間内の軽微な修正・追加について内容を協議の上、対応すること。

10　業務完了報告書の提出

(1) 契約書第10条第１項に定める成果品は、次のとおりとする。
ア　広報紙「ほっかいどう」
発行した広報紙「ほっかいどう」の紙面　１部
イ　電子データ
要領第７に定めるCD-RまたはDVD-R　１枚
(2) 契約書第10条第５項に定める確認書類は、次のとおりとする
各新聞社等が発行する折込証明書又は配布証明書等
(3) 契約書第10条第６項に定める成果品は、次のとおりとする。
読者プレゼントの実施確認書類
アンケートの集計・分析結果に係る報告書　１部

10　委託業務完了年月日
令和６年（2024年）３月31日

（別表）

委託料支払い内訳表

広報紙 「ほっかいどう」	ページ数	委託料
6月 （通巻第250号）		円
8月 （通巻第251号）		円
10月 （通巻第252号）		円
12月 （通巻第253号）		円
2月 （通巻第254号）		円

（別紙１）

制作業務完了報告書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　　様

業者住所

氏名

広報紙「ほっかいどう」　　月号（通巻　　号）の制作業務を完了しましたので、報告します。

記

１　制作業務完了年月日　　令和　　年　　月　　日

２　制作部数　　部　　※　見本として１部添付

３　電子データ　　一　式

４　その他　　成果品に関する著作権等一切の権利を引き渡します。

（別紙２）

配布業務完了報告書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　　様

業者住所

氏名

広報紙「ほっかいどう」　　月号（通巻　　号）の配布業務を完了しましたので、報告します。

記

1　配布業務完了年月日　　令和　　年　　月　　日

2　配布部数　　部

3　配布内訳

4　配布証明書　　別紙のとおり

※　配布証明書には「広報紙●月号（通巻●号）」を配布した旨、記載すること。

（別紙３）

業務完了報告書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　　様

業者住所

氏名

広報紙「ほっかいどう」　　月号（通巻　　号）の読者プレゼントの実施及びアンケートの集計・分析業務を完了しましたので、報告します。

記

１　読者プレゼント発送年月日　　令和　　年　　月　　日

２　読者プレゼントの実施確認書類　別紙のとおり

３　アンケートの集計・分析結果　　別添報告書類のとおり

（別記様式）

広告承認申請書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　　様

業者住所

氏名

令和　　年　　月　　日付けで契約した広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務契約について、引渡スペースにおける掲載内容を民間企業等の広告掲載とするため、次のとおり広告主を　　選定し、別紙のとおり広告原稿案を提出します。

記

１　広告を掲載する広報紙　　広報紙「ほっかいどう」　　月号（通巻　　号）

２　広告掲載枠　　枠（縦　　㎜×横　　㎜）

３　広告主及び広告主の概要

（１）広告主名

（２）広告主の概要

４　広告内容案　　別紙のとおり

５　その他

（１）広告主には、道税の滞納はありません。

（２）広告主には、消費税及び地方消費税の未納はありません。

※　申請に当たっては、広告主に税の滞納等がないことを確認（証明）する書類の写しを添付すること。